

堺市立野田中学校いじめ防止基本方針

はじめに いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもの行為に対して、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を育てる。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動等を通して規範意識の醸成に努める。
- (3) 学校生活等での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう細心の注意を払う。
- (5) 定期的に未然防止の取組が適切に行われているかを検証し、改善を図る。
- (6) 教職員は、人権・生徒理解・特別支援などについて研修を行い、指導力の向上を図る。
- (7) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (8) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (9) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (10) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切に、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、分かりやすい授業づくりに努める。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人が気付きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(学校生活観察、いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声を傾聴する。(毎学期のアンケート調査、教育相談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(いじめ対応チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(家庭訪問、電話連絡、個人懇談、PTA 行事等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を組織的に行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、関係生徒の背景を分析し、誰もが尊重される集団づくりについて自分ごととして考える態度を育てる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

※いじめの解消とは

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、(1)いじめの行為が止んでいること(少なくとも3か月間)、(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと、を満たしている状態のこと。

5. いじめアンケート調査の実施

年間3回(各学期ごと)、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケートを実施し、早期に適切な対応を行う。

6. 教育相談の実施

学期に1回、担任と全生徒との2者懇談を実施し、子どもの状況を早期に確実に把握し、子どもが抱える問題に対して迅速に対応する。

7. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・支援学級担任・スクールカウンセラーを構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

また、いじめ問題への対応をテーマとした校内研修を実施するとともに、外部の研修に参加しやすい体制をつくる。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見し、あるいは通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」にただちに報告、情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進級・進学や転学にあたり適切に引き継ぐなどして情報提供ができる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家の参加を求める。
- (5) 重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告し、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

※重大事態（法律 第28条から）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められる事態」

※児童生徒や保護者から申立てがあったときは、調査を実施する。

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話等の普及に伴い、SNS やメールを利用したいじめなどについては、より大人が感知しにくく、発見しにくいため、中学1年生を対象にネットいじめプログラムの開催等を進め、保護者や地域等と連携しながらネット上のトラブルの未然防止に努める。

また、子どもが悩みを抱え込まないよう、相談窓口など関係機関の取り組みについての周知に努める。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除のための措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに黒山警察署に通報し、適切に援助を求める。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全を十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。(傍

観者への対応)

- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを指導すること。(観衆への対応)
- (6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。